



SMTB年金ニュース

(平成25年11月8日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 政省令案等に関するパブリックコメントの開始

『[「厚生年金基金制度の見直しに関する法律※」の施行に係る政令案・省令案・告示案等に関するパブリックコメント](#)』が以下のとおり開始されました。

- 案の公示日 平成25年11月6日
- 意見募集期間 平成25年11月6日～平成25年12月5日

今回公示された[「政令案等概要」](#)は、以前に当ニュースにてご案内させていただきました[「政省令等の改正案の概要」](#)の内容が一部変更されたものとなっております。

主な変更点は以下のとおりですが、詳細については別添資料[「変更点まとめ」](#)をご参照ください。

併せて、前回の[「政省令等の改正案の概要」](#)に関して、[「基金より寄せられたご意見等と現時点の考え方」](#)が厚生労働省より提供されました。

【主な変更点】括弧内の番号は、別添資料の通し番号です。

- 東日本大震災の特例措置に関する規定を追加 (No.16)
- 納付額特例の認定要件及び納付計画の承認要件の該当基準の一部緩和 (No.33、34)
<年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置>
(今回) パブリックコメント：次に掲げる事項が1以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合は、これに該当するものであること。
(前回) 政省令等の改正案の概要：例えば、次に掲げる事項が1以上に当てはまる場合は、これに該当するものであること。
 - ①給付水準の引下げ
 - ②加算型の場合で、選択一時金の停止
 - ③代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用

※ [「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」](#)

- 分割納付期間の延長が最長30年となるための認定要件の該当基準の一部緩和（No.36）
<年金たる給付の減額その他年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用をできる限り抑制していると認められること>

（今回）パブリックコメント：次に掲げる事項に2以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合は、これに該当するものであること。

（前回）政省令等の改正案の概要：例えば、次に掲げる事項に2以上当てはまる場合は、これに該当するものであること。

- ①給付水準の引下げ
- ②加算型の場合で、選択一時金の停止
- ③代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用

- 非継続基準について、5年後の存続基準（最低責任準備金の1.5倍または最低積立基準額の確保）を踏まえた財政運営（解散計画等を策定した場合は、当該計画に基づく財政運営）に変更する規定を追加（No.38）

- 平成24年度末における代行割れ基金が解散計画等を作成しない場合、平成26年度以降の掛金水準（標準報酬総額に対する掛金の総額の比率）は平成24年度の掛金水準を下回らないものとする規定を追加（No.40）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】03-6256-3824